

教育委員会への請願処理に関する規則等の整備を求めることに関する請願

令和8年2月5日

上尾市議会議長 田中一崇 様

請願者 住所・氏名等

要旨 上尾市教育委員会への請願の取り扱いに関する規則や規程等を成文化することを含めて整備し、市民による教育委員会への請願提出を容易にするために本請願を提出します。

理由① [本請願の根拠と目的]

市民等が教育委員会に向けて教育環境の改善や教育施策の要望等を請願として提出することは、憲法の請願権として認められています。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第24条で「教育委員会及び地方公共団体の長は、…事務を…執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない」とされていることから、請願の取り扱いについて成文化することにより、請願提出の際の手続き等が整備されることが期待されます。

現状では教育委員会への請願の取り扱いに関する規則や規程等が未整備のため、具体的要件を明示すること、あるいは手続きを成文化することにより、市民等の請願権を保障することが本請願の目的となります。

理由② [現状]

請願者は一昨年6月に教育委員会に請願を提出いたしました（仮称「教育懇談会」開催に関する請願）。しかしながら、1年半以上経過する現在もなお、当該請願の審査については未実施となっています。

その主な要因は、上述のとおり、教育委員会への請願の取り扱いに関する規則や規程の未整備にあるのではないかと考えられます。

請願の提出者としては、請願が審査され、その結果不採択とされたのであれば、手続きを経ているということから納得できますので、教育委員会に提出された請願の審査は実施していただきたいと考えています。

理由③ [他の自治体の状況]

【参考資料1】として『所沢市教育委員会請願処理規則』を提出します。さいたま市・坂戸市などでも成文化されており、次項のとおり、市議会の一般質問では、他の自治体の例も紹介されています。

理由④ [議会での一般質問]

令和7年6月議会の星野良行議員の一般質問でこの問題が取り上げられました。教育総務部長の答弁で、これまでに3件の請願が出され、その内審査されたのは1件のみであることが判明しました。【＝参考資料2(情報公開請求により入手)】

星野議員からは、行田・加須・坂戸・所沢・戸田・さいたま市において、教育委員会への請願についての取扱いが成文化されていることが示されたうえで、「せめて請願や陳情の取扱いに関する規定の整備はしていただきたい」との要望が出されています。

理由⑤ [権限の問題]

本請願が採択された場合は、教育委員会規則や規程等を成文化する主体は教育委員会となります。その一方で、市議会の請願が採択された場合、教育委員会は採択された請願の処理経過や結果報告の責を負うことになります。したがって、市議会での請願採択は有効であると考えています。

理由⑥ [陳情について]

陳情についても『教育委員会請願等処理規程』の対象としている自治体もあります(例:さいたま市)が、時期尚早ということもあり、陳情については今回は対象とせず、請願のみを規則等の整備の対象としています。

以上です。